東浦町立中学校保護者の皆様

東浦町教育委員会東浦町小中学校長会

「東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動説明会」後の意見集約の回答について 盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。 日頃は東浦町の学校教育に対するご支援・ご協力を賜り、ありがとうございます。

また、5~6月に町内中学校で開催した「東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動説明会」についての意見集約にもご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様からのご意見は今後の検討に活用させていただきますが、いただいたご意見やご質問に対して回答をまとめましたので、ご一読いただきたく存じます。

社会の変革期を迎える中、誰もが無理なく維持できる、持続可能なスポーツ・文化活動環境を構築していくために、今後とも皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 添付資料

「東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動に関する Q&A」 ※別途、ご質問があれば下記問い合わせ先までご連絡ください。



町 HP QR コード

2 東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動について ※下記 URL または QR コードよりこれまでの会議録等が閲覧可能です。

 $URL: \underline{https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/sports/sports/gyomu/kaigi/12528.html$

3 東浦町地域クラブ指導者募集

指導資格等は不問とし、技術的な指導はできなくても、生徒の安全確保や活動日の確保のためにご協力いただける方も指導者として登録可能としています。

※文化活動についても受付可能です。指導可能種目を選択する項目で「その他」を選択し、次項の種目名に指導可能種目をご記入ください。

URL: https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/sports/sports/boshu/12864.html

問い合わせ【部活動に関すること】 教育委員会学校教育課 担当 松尾・瀬之口 TEL 0562-83-3111 FAX 0562-83-9756 問い合わせ【地域クラブに関すること】

(スポーツ) 教育委員会スポーツ課 担当 永井・重野 TEL 0562-83-8333 FAX 0562-84-2203

(文化活動) 教育委員会生涯学習課 担当 関・近藤 TEL 0562-83-9567 FAX 0562-84-2202

「ひがしうら地域クラブ」(以下:地域クラブ)に関するアンケート調査にて多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。いただいたご意見・ご質問について、東浦町教育委員会の考え方・方針を踏まえて回答を記載いたします。

まずは、今回の部活動の改革と「ひがしうら地域クラブ」の設立の背景について再度ご説明させていただき、その後多く質問があった点について回答しています。

【部活動の改革について】

国からの指示により、教員の時間外勤務時間に上限設定がされるなど、学校現場には働き方の改革が求められています。また、部活動は学校教育の一環(教育課程外)として、町の部活動ガイドラインの範囲内で各中学校長の裁量で実施するものです。

よって、教員の勤務状況の改善や教育課程内の教育をさらに充実させていくため、働き方改革の一つとして、部活動の改革を令和5年9月から3中学校長の協議のもとで行います。

平日の部活動や大会等の引率、大会前の練習試合等は従来通り行います。 大会等が行われる月に関しては、月2日間(6時間)程度の縮小であり、段 階的な改革となっています。

【ひがしうら地域クラブについて】

少子化の影響により、学区の活動だけでは生徒たちが様々なスポーツや 文化活動に触れ、自分の趣向や可能性を模索できる環境が年々減少してい くことが予想されます。そのため、新しいことにチャレンジしたり、普段 取り組んでいる活動の補填をしたりすることができる選択肢の一つとして 町が任意参加の活動として立ち上げていくものです。

現在の部活動をそのまま引き継ぐものではありません。

本来であれば、クラブの設立には数年間の準備期間が必要ですが、町内の部活動改革の動きを受けて、少しでも多くの生徒にいち早く活動機会が提供できるように、「準備が整ったものから立ち上げる」という方針で準備を進めています。

① 地域クラブが5種目しか立ち上がらないのに、どうして令和5年9月から部活動を改革するのか。

冒頭のとおり、部活動の改革は、地域クラブの設立に起因するものではありません。 地域クラブが立ち上げられなくても、部活動の改革時期に変更はない方針であること から、早急に準備を進め、同時期からの立ち上げを目指しています。

なお、9月以降も準備が整ったクラブは追加で立ち上げ、別途募集を行う予定です。

② 教員の働き方改革は理解するが、どうして部活動を改革するのか。もっと他に改革できるところはあるのではないか。

教育課程内の業務においても、学校行事や授業の見直し、tetoru を使った情報提供方法の変更など、改革が進められています。よって、教育課程外の部活動も同様に、改革を進めていく必要があります。

③ 昨年度から方針(案)が示されていたが、不確定な点が多く、準備が不十分ではないか。

昨年度9月に児童・生徒・保護者様向けアンケートを実施した際に示した方針(案)のもと、皆様から頂いたご意見等を踏まえて準備を進めておりましたが、令和4年12月に、国の方針に大きな変更があり、自治体への支援事業等も急遽先送りとなりました。

町の財源のみで運営をする方法を一から検討し直す必要が生じたため、令和5年3月の第3回協議会で方針を再決定し、関係予算を令和5年6月の町議会定例会に上程したものです。

④ 地域クラブの会費や指導者への報酬について詳しく知りたい。

令和5年度の地域クラブ会費は月額500円とします。ただし、来年度以降の会費については、今年度の状況を踏まえて、持続可能なクラブ運営を行うための金額を検討していきます。

指導者への報酬は時給 1,600 円とします。生徒の安全確保なども踏まえて、責任をもって活動に従事していただくために、報酬を支払う必要があると考えています。

⑤ 地域クラブに参加したら、どのクラブにも自由に参加できるということか。

その通りです。地域クラブにある種目・活動日であれば自由に参加できます。(1週目バスケットボール、2週目ハンドボール 等)複数の活動に参加しても一律月額 500 円となります。

⑥ 地域クラブの指導者をどのように募集しているのか。また、指導者養成講習会では どのような講習が行われるのか。

地域クラブの指導者の募集は、町の広報やホームページ、町で管理している人材バンク登録者や活動団体への依頼を行い、募集しています。【案内文参照】

また、指導前に町で開催する指導者養成講習会(第1回:8月19日(土)、第2回:9月2日(土)、第3回:2月3日(土)【予定】のいずれか)の受講を義務付けています。講習内容につきましては、今年度はモラル・ハラスメント、救急法実習、育成年代における指導の留意点などを中心に行う予定です。

⑦ クラブによっては学区外の活動となるため、保護者の送迎等の負担が増えることが 予想されるが、どのように考えているか。

送迎に関しては、地域クラブが学校管理下の活動ではないこと、さらに、全員参加を前提とせず、任意参加での活動であることから、公費での支援は難しいのが現状です。

また、地域クラブは、学区に関わらず活動できるようにすることを目的としています。 ご理解・ご協力をお願いいたします。

⑧ 学校の部活動と地域クラブの指導者で指導方法が異なると、生徒が困惑するのではないか。

指導者の価値観を生徒に押し付けることがないように、指導者養成講座で徹底していく考えです。また、部活動顧問と打ち合わせが必要な場合は、学校と協力し、柔軟に対応していきたいと考えています。

一方で、部活動に関しては、教員が経験のない部活動の顧問になることも多く、専門的な指導が十分にできないことも問題視されています。よって、生徒にとって複数の指導者から指導を受けることは、決してデメリットだけではなく、様々な考え方に触れることで、活動への取り組み方に新たな価値観を生み出すチャンスにもなると考えています。

⑨ 地域クラブ以外の活動団体などの情報は提供してもらえないのか。

地域クラブ以外の中学生の受け入れが可能な団体について、地域クラブの募集案内で情報提供します。(愛知県公式「する」スポーツ情報サイト「aispo!Do!」、町ホームページに掲載の「まなびの森ひがしうら」に登録の文化・スポーツ活動団体)

⑩ 部活動の改革によって技能が低下すると思われるため、スポーツや文化活動が衰退していくのではないか。

技術力を高めたり、大会等でよい成績を残したりすることで、大きな喜び・学びがあることは理解しております。しかし、一方で、スポーツや文化活動に対する敷居が高くなり、部活動を終えた後に、スポーツ・文化活動から離れてしまう人が多いことも、日本の課題として挙げられています。

国のスポーツ基本計画でも、「スポーツそのものがもつ価値」を重視するように示されています。スポーツに親しむこと自体に心身に活力を与えてくれる効果があることなどに気付かせ、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しもうとする意思をもたせることも、重要だと考えています。文化活動についても同様と考えております。

① 地域クラブに入会する前に体験はできますか。また、途中で退会することはできますか。

令和5年度は、体験的な要素も含めて月額500円で運営するため、登録・会費のお支払いをしていただいた上での参加となります。

お支払いは、令和5年度分の会費(月額500円×7か月=3,500円)を所定の期間内(8月)に一括で体育館窓口にてお支払いしていただくことを基本とします(お支払い済みの会費については返金対応できません)。

8月の支払い時には、9月分の500円のみ支払って活動し、希望があれば退会することができます。継続する場合は9月中に残りの6か月分をお支払いいただきます。

① 部活動は会費がなく、誰でもスポーツや文化活動に参加できる場だったのに、地域 クラブに変わって会費が徴収されると、スポーツ・文化活動には経済的に余裕のある家 庭しか参加できなくなるのではないか。

部活動は改革されますが、平日の練習や休日の大会等への参加は従来通り継続されま す。

地域クラブは、会費の負担はありますが、新しいことにチャレンジしたり、普段取り組んでいる活動の補填をしたりすることができる選択肢の一つで、町が任意参加の活動場所として、気軽にスポーツや文化活動を体験できる場として行うものです。

なお、会費については、地域クラブ運営が持続可能かつ安価な額とするとともに、要保護・準要保護家庭に対しては、会費を減免(令和5年度は0円)します。